

第三回福生町議會臨時會會議錄 (第六号)

昭和四十四年五月二十七日福生町議會議場にて第三回福生町議會臨時會が

招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番 伊東忠次郎 君	二番 塩野鉄之助 君	三番 小堺仁七 君
四番 関 米吉 君	五番 松本平九郎 君	六番 石川信義 君
七番 小林暢吉 君	八番 中里元一 君	九番 大野行夫 君
十番 川杉重雄 君	十一番 森田香雄 君	十二番 高橋千春 君
十三番 中西虎蔵 君	十四番 加藤清一 君	十五番 石川繁名 君
十六番 水谷清一 君	十七番 高波 忠 君	十八番 仲沢弘之 君
十九番 杉本皆雄 君	二十番 中村国太 君	二十一番 末次性男 君
二十二番 大沼香伍 君	二十三番 若田 傳 君	二十四番 田村匡雄 君

欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

丁し

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 局長 島田 猛 君 係長 須崎 進 君 主事 市川 昭利 君

一 地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川 常太郎 君 助 役 篠崎 俊夫 君 収入役 橋本 孝蔵 君

教育長 所田 信二 君 調査室 大野 忠一 君 調査室 上野 重勝 君

総務課 長 高水 求 君 税務課 長 古谷 徳男 君 住民課 長 乙津 宗吉 君

民生課 長 森田 武 君 産業課 長 内田 和雄 君 土木課 長 森田 猛 君

水道課 長 生子 国利 君 教育課 長 中村 浩 君 委員 局長 務局長

土木課 長 市計課 長 浅見 裕康 君 教育課 長 心得 中村 浩 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて

日程第四 議案第三十五号 福生町消防本部設置条例を廃止する条例

日程第五 議案第三十六号 福生町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第三十七号 福生町小口事業資金融資条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第三十八号 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算（第一号）

日程第八 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第九 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第十 請願第二号 町道路舗装に関する請願書

日程第十一 請願第一号 道路新設に関する請願書（審査報告）

日程第十二 陳情第二号 糞尿処理料金撤廃に関する嘆願書（審査報告）

日程第十三 議長 議長の辞職許可について

日程第十四 議長の選挙

日程第十五 副議長の辞職許可について

日程第十六 副議長の選挙

日程第十七 議席の変更

日程第十八 常任委員会委員の選任

日程第十九 議会運営委員会委員の選任

日程第二十 一部事務組合議会議員の選挙

日程第二十一 東京都市計画地方審議会委員の選挙

午後九時 六分 開議

○議長(田村匡雄君) 皆さんお早ようございます。

ただいまから昭和四十四年第三回福生市議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

○議長(田村匡雄君) 日程に入る前に議長からご挨拶をお願いいたします。

一 議長石川常太郎君登壇

○議長(石川常太郎君) 日頃、何かと市政のためにご協力とご指導をいただきましてありがとうございます。

本日は、第三回福生市議会臨時会をご開催いただきまして、ご多用のところ早朝より全員のご出席を賜りまして、ありがとうございます。お礼申しあげます。

本日の臨時会におきましては、専決処分のご承認をさようばいいいたします。その一件、条例に関するもの三件、予算に関するもの一件、人事に関するもの二件、計七件を上程申しあげました。何とぞ慎重なる

ご審議をいたいただきまして、ご可決賜りますようお願い申しあげます。次で
ご審議をいただきます。

ご要請によりまして説明員といたしました。病欠欠勤中の選管局長
を除き、全員出席させていたいただきました。よろしくお願いいたします。
きわめて簡単でございましたが挨拶といたします。

○議長(田村匡雄君) 以上で町長のご挨拶は終了しました。

○議長(田村匡雄君) これより日程に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第九十九条の規定により、議長
において、

十八番 仲沢弘之君

十九番 杉本皆雄君

二十番 中村国太君

以上三名を指名いたします。

○議長(田村匡雄君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されて
おりますので、委員長から報告願います。

(議会運営委員長 小林暢吉君登壇)

○議会運営委員長(小林暢吉君) ご指名がありましたので報告いたし
ます。

本日招集されました第三回臨時会の開催に先き立ち、去る五月二十
四日土曜日午前九時から本員全員のお集まりをいただき、議会運営委員
会を開催いたしました。議事日程および会期等について協議検討を
重ねました結果、会期は本日一日間と決定し、ご要望申しあげること
にいたしました。

ご審議案等の審議の順については、お手もとにご配布のとおりといた
しましたのでよろしくご審議くださるようお願いいたします。

また正副議長の辞職願いの提出があり、加えて常任委員等の任期満
了にともなう選任や慣例による各種委員の選挙、選任事項等があり、
これらについては理事者提案による議案等の審議のあとに引き続き

て実施願うことに決いたしましたので、よろしくご協力のほどをお願い申しあげます。

なお理事者から全員協議会の要望もあり、議運といましては、これを了承いたしましたのでお含みお願いたいと思っております。

以上簡単に申しあげましたが、本日の臨時会の運営が円滑に運ばれますことをお願い申しあげまして、報告いたします。

○議長(田村匡雄君) 以上で委員長の報告は終了です。

おはりのいたします。会期についてはまだ委員長から報告されたとおり本日一日間と決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。

○議長(田村匡雄君) この際報告事項がありますので、事務局長をして報告いたさせます。

福生町議会

(島田議会事務局局長報告)

一、昭和四十四年福生町議会や三回臨時会の招集について(別添参照)

一、議案説明員の出席要求について(別添参照)

一、本日の提出議案について(議事日程参照)

○議長(田村匡雄君) 報告は終了しました。

○議長(田村匡雄君) 日程や三報告や二号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

総務課長高水求君

(総務課長高水求君登壇)

○総務課長(高水求君) ご指名がございましたので本案につきましてご説明を申しあげます。

報告や二号は専決処分の承認を求めることをご存じます。三月

定例会終了後まもなくオ六小学校の用地取得につきまして、起債の内示がござりまして、昭和四十四年度中にそれぞれの所定の手続きを完了するよう東京都から内示がござりましたので、急拠これが取得について所定の手続きをする関係上、地方自治法の規定にひきかかるとすまして、財産取得につきましての専決処分をいたしました次第でござります。専決処分の内容につきましては、すでにご承知のことと存じますが、福生病院の裏に予定してあります福生町立仮称オ六小学校の用地につきまして、かねてから新都市建設公社の名前になっておりましたものを、今回ミで正規に所の土地として買収したようなわけでござります。内訳けといたしましては、ここにありまして、新都市建設公社の分といたしましては、仮換地が、坪数でいきますと三千六百三十八坪、仮換地後にいたしますと三千五十五坪で、取得価格はここに記載されてあるとおりでござります。そのほか三百六十一坪が保留地として所が買収いたしましたものを合せまして三千九百九十九坪を今回オ六小学校の用地として取得した次第でござります。以上簡単でござります。がご説明申しあげた次第でござります。

よろしくご審議のうえご承認を賜りますようお願い申しあげまして、説明にかえさせていたいただきます。

○議長(田村匡雄君) これより質疑を行ないます。

○一番伊東忠次郎君 自席からお許しをいただきます。学校建設で一番困難といわれます用地取得につきまして是非常に安い。公社分が坪当り一万八千三百九十二円、保留分が坪当り二万五千九百円。最近における売買実例の大体三分の一前後で取得でございます。これは理事者の先見の明があったととみに、早くからの計画された結果と厚くお礼申しあげる次第でござりますが、保留地に対しては多少安い感があります。ご承知のとおり一般会計から特別会計に繰り入れるのその影響は大したことではないようござりますが、特別会計からみれば相当額の繰り入れということになるのではないかと思います。その影響があるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長(田村匡雄君) 森田土木課長

○土木課長兼都市計画課長(森田猛君) ただいまの伊東議員さんのご

質問にお答えいたします。

保留価格につきましては、当初審議会あるいは評価委員会等におはかりしてあるわけでございます。この額をもって特別会計で措置するとされておりますので、その額によって困るということはないと思っております。

議長（田村匡雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。報告オニ号の専決処分については原案とおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君） ご異議なしと認めます。よって報告オニ号は原案とおり承認することに決定いたしました。

議長（田村匡雄君） 日程オ四議案オ三十五号 福生町消防本部設置条例を廃止する条例を議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（田村匡雄君） 朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長高

水求君

（総務課長 高水求君 登壇）

○総務課長（高水求君） ご指名がございましたので議案オ三十五号について説明申しあげます。

かねて福生町消防本部の設置につきましては、昨年の六月オ二回定例会におきまして消防本部の設置条例を制定いたしてから消防本部が発足して参ったわけでございますが、ご案内のとおり四月一日より福生地区消防本部が去る四月一日から発足いたしました次第であります。それによりまして当然この福生町消防本部の設置条例はその効用がなくなったわけでございます。したがいまして今回、福生町の消防本部設置条例を廃止いたしました。実情にそった措置をとりたいということで本案を提出し

た次でござります。

よろしくご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげまして、本案に対する説明にかえらせていただきます。

議長（田村匡雄君）以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第三十五号は原案とあり決するに「異議ありませんか」。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）「異議なし」と認めます。よって議案第三十五号は原案とあり可決いたしました。

議長（田村匡雄君）日程第五議案第三十六号福生町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいただきます。

（須崎議事係長朗読）省略

議長（田村匡雄君）朗読は終わりました。

本案について提案理由の説明を求めます。企更調査室主

査大野忠一君

（企更調査室主査大野忠一君登壇）

○企更調査室主査（大野忠一君）ご指名をいただきましたので議案第三十六号福生町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、その内容を説明申しあげます。

現在職員の定数条例中、第二条の第二号は所長の補助職員の定数を規定されております。その中に消防吏員として現在二十六名あるわけですが、その議案の消防本部設置条例の廃止に伴ないまして、消防組合の方に移管しましたのでこれを削りたいというのでござります。それから現在の職員の定数は全部で二百七十四名でござります。それを二十六名減員いたしまして二百四十八名となるわけでございます。何とぞよろしくご審議をいただきます、ご可決くださいます

ようお願いいだしまして、簡単ですの說明といたします。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。
おはかりいたします。議案第三十六号は原案とあり決する

に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案第三十六号は原案とあり決しました。

○議長(田村匡雄君) 日程第六號案第三十七号福生町小口事業資金融資
資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終了しました。

福生町議会

本案について提案理由の説明を求めます。産業課長内田

和雄君

(産業課長内田和雄君登壇)

○産業課長(内田和雄君) 指名をいただきましたので福生町小口
事業資金融資条例の一部を改正する条例につきまして説明申
しあげます。

提案理由は、融資条件を緩和し、利用者の便宜をはかるとい
うこととござります。改正の内容は、第六条第一項第一号を
つぎのように改める。これは現在融資しております額は一口十
万円、四口まで、最高額は四十万円となっております。

この場合三口以上融資を受ける場合には、今までは確実な保
調証人が二人以上あることということになっております。これ

を一口から四口まで保証人が一人以上あるということに改めようと
するのでござります。つぎの第七条第四号中五千円を一万円に
改めることとござりますが、これは保証人の資格で、町税を現在ま
では五千円以上を完納してある方なら保証人になられたわけでござ



市章削除

ざりますが、保証人が一人ということになりましたので、一万円以上の所得税を完納している方ということに改正したいものでござります。つぎの第九条第一項の改正でござりますが、これは融資の期間で、現在までは十カ月以内を融資の期間として定めておりましたので、これを運転資金と設備資金に分け、運転資金については二十四カ月以内と融資の期間を伸ばしたいという改正でござります。この条例は昭和四十四年六月一日から施行したいものでござります。

よろしくご審議をいただきまして、ご決くださるようお願い申しあげまして、簡単にござりますか説明にかえさせていたいただきます。

○議長(田村匡雄君) 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 以上で質疑を終ります。議案第三十七号は原案とおり決すおはかりいたします。

るに、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) 異議なしと認めます。よって議案第三十七号は原案とおり決いたしました。

会堂前除

○議長(田村匡雄君) 日程第七議案第三十八号昭和四十四年度福生町一般会計補正予算第一号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいただきます。

(須崎議事係長朗読) 省略

○議長(田村匡雄君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。企業調査室主査上野重勝君

(企業調査室主査上野重勝君登壇)

○企業調査室主査(上野重勝君) 指名をいただきましたので、議案第三十八号について説明申し上げます。

本案は昭和四十四年度福生町一般会計補正予算第一号でござります。